

目 次

○長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について……………	1
○長野県市町村職員共済組合運営規則の一部変更について……………	3
○平成16年度事業計画及び予算について……………	5

公告第5号

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について

長野県市町村職員共済組合定款の一部を下記のとおり変更することについては、平成16年2月26日招集の第124回組合会において議決され、平成16年3月2日付けで総務大臣に認可申請を行ったところ、平成16年3月31日付け総行福第98号をもって認可されたので公告する。

平成16年4月14日

長野県市町村職員共済組合
理事長 矢 崎 和 広

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について

長野県市町村職員共済組合定款（昭和37年公告第2号）の一部を次のように変更する。

第9条第2項の表選挙区の欄中「及び千曲市」を「、千曲市及び東御市」に改める。

第9条第3項中「法第3条第3項に規定する一部事務組合等」を「法第3条第3項、第4項及び第141条の2に規定する一部事務組合等、特定地方独立行政法人及び職員引継一般地方独立行政法人」に改め、同項の表選挙区の欄中「及び千曲市」を「、千曲市及び東御市」に改める。

第33条第1項中「、長期組合員」を削り、第2項中「第8項」を「第7項」に改め、第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、第8項を第7項とする。

第34条ただし書きを削る。

第38条中「第2号から第4号まで」を「第2号及び第3号」に改める。

第40条第1号の表中

「

一般組合員 市町村長組合員 特定消防組合員	$\frac{36.10}{1,000}$	$\frac{4.0}{1,000}$	$\frac{2.65}{1,000}$	$\frac{36.10}{1,000}$	$\frac{4.0}{1,000}$	$\frac{2.65}{1,000}$
長期組合員	$\frac{1.0375}{1,000}$	—	—	$\frac{1.0375}{1,000}$	—	—

」

を

「

一般組合員 市町村長組合員 特定消防組合員	$\frac{36.10}{1,000}$	$\frac{4.25}{1,000}$	$\frac{2.65}{1,000}$	$\frac{36.10}{1,000}$	$\frac{4.25}{1,000}$	$\frac{2.65}{1,000}$
-----------------------------	-----------------------	----------------------	----------------------	-----------------------	----------------------	----------------------

」

に改め、同条第2号の表中

「

一般組合員 市町村長組合員 特定消防組合員	$\frac{28.88}{1,000}$	$\frac{3.2}{1,000}$	$\frac{2.12}{1,000}$	$\frac{28.88}{1,000}$	$\frac{3.2}{1,000}$	$\frac{2.12}{1,000}$
長期組合員	$\frac{0.83}{1,000}$	—	—	$\frac{0.83}{1,000}$	—	—

」

を

「

一般組合員 市町村長組合員 特定消防組合員	$\frac{28.88}{1,000}$	$\frac{3.4}{1,000}$	$\frac{2.12}{1,000}$	$\frac{28.88}{1,000}$	$\frac{3.4}{1,000}$	$\frac{2.12}{1,000}$
-----------------------------	-----------------------	---------------------	----------------------	-----------------------	---------------------	----------------------

」

に改める。

第40条の2中「1,000分の8.0」を「1,000分の8.5」に改める。

附則第2項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の職員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項に規定する教育長を含む。）を「施行令第18条に規定する特別職の職員等（地方公務員共済組合連合会を除く。）」に改め、同項の表中

$\frac{28.88}{1,000}$	$\frac{3.2}{1,000}$	$\frac{2.12}{1,000}$	$\frac{28.88}{1,000}$	$\frac{3.2}{1,000}$	$\frac{2.12}{1,000}$
-----------------------	---------------------	----------------------	-----------------------	---------------------	----------------------

を

$\frac{28.88}{1,000}$	$\frac{3.4}{1,000}$	$\frac{2.12}{1,000}$	$\frac{28.88}{1,000}$	$\frac{3.4}{1,000}$	$\frac{2.12}{1,000}$
-----------------------	---------------------	----------------------	-----------------------	---------------------	----------------------

に改める。

附則第14項中「平成15年度」を「平成16年度」に、「1,535円」を「1,502円」に改める。

附則第15項中「平成15年度」を「平成16年度」に、「1,535円」を「2,404円」に改める。

附 則

- 1 この変更は、公告の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 変更後の第40条、第40条の2及び附則第2項の規定は、平成16年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

公告第6号

長野県市町村職員共済組合運営規則の一部変更について

長野県市町村職員共済組合運営規則の一部を次のとおり変更することについては、平成16年2月26日招集の第124回組合会において議決されたので公告する。

平成16年4月14日

長野県市町村職員共済組合
理事長 矢 崎 和 広

長野県市町村職員共済組合運営規則の一部変更について

長野県市町村職員共済組合運営規則（昭和37年公告第4号）の一部を次のように変更する。

第3条中「市町村」の次に「(定款第9条第3項に定める一部事務組合等を含む。)」を加える。

第5条を次のように改める。

(組合員の異動報告)

第5条 所属所長は、その所属の組合員が次の各号の一に該当するにいたったときは、遅滞なく、当該各号に掲げる報告書を理事長に提出しなければならない。

- (1) 組合員の種別に異動があったとき 様式第1号による組合員種別異動報告書
- (2) 組合員が資格を喪失(退職、死亡)したとき 様式第2号による組合員資格喪失報告書
- (3) 組合員が公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号。以下「公益法人等派遣法」という。)第2条第1項の規定により派遣された職員(以下「公益法人等派遣職員」という。)となったとき又は公益法人等派遣職員でなくなったとき 様式第3号による公益法人等派遣職員に係る組合員異動報告書

第17条の3の見出し中「公益法人等に派遣された職員」を「公益法人等派遣職員」に改め、同条第1項中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号。以下「公益法人等派遣法」という。)第2条第1項の規定により派遣された職員(以下「公益法人等派遣職員」という。)」を「公益法人等派遣職員」に、「同法第7条第4項」を「公益法人等派遣法第7条第3項」に改め、同条第3項中「第7条第4項」を「第7条第3項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(職員引継一般地方独立行政法人の役職員である組合員の仮定給料等)

第17条の4 法第141条の2に規定する職員引継一般地方独立行政法人(以下「職員引継一般地方独立行政法人」という。)の役職員のうち役員である組合員に係る同条に規定する組合の運営規則で定める仮定給料は、その支給を受ける給与のうち法施行令(昭和37年政令第352号)第5条第1号の規定により算定された金額に相当する給与とする。

- 2 職員引継一般地方独立行政法人の役職員のうち職員である組合員に係る法第141条の2に規定する組合の運営規則で定める仮定給料は、その支給を受ける給与のうち地方公務員法(昭和25年法律第261号)第25条第3項第1号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもって支給されるものに相当する給与とする。
- 3 職員引継一般地方独立行政法人の役職員である組合員に係る法第141条の2に規定する組合の運営規則で定める仮定期末手当等は、その支給を受ける給与のうち地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、期末特別手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する給与とする。

第28条第1号中「様式第2号」を「様式第4号」に改め、同条第2号中「様式3号」を「様式第5号」に改め、同条第3号中「様式第4号」を「様式第6号」に改める。

様式第4号を様式第6号とし、様式第3号を様式第5号とし、様式第2号を様式第4号とし、様式第1号を様式第2号とし、同様式の前に次の様式を加える。

様式第1号省略

様式第2号の次に次の様式を加える。

様式第3号省略

附 則

この変更は、公告の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

公告第7号

平成16年度事業計画及び予算について

長野県市町村職員共済組合の平成16年度事業計画及び予算については、平成16年2月26日招集の第124回組合会において別冊のとおり議決されたので公告する。

平成16年4月14日

長野県市町村職員共済組合
理事長 矢 崎 和 広